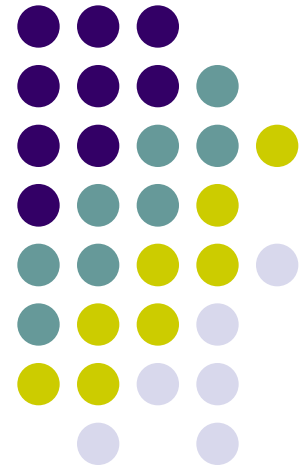


# SOFTIC判例ゼミ

平成26年(ネ)第10038号著作権侵害差止請求控訴事件  
(原審 東京地方裁判所平成21年(ワ)第16019号)

平成28年6月16日

発表者：太田知成・中村幸子





# 知財高裁 判決の争点

(1)	被告CDDDBが原告CDDDBに依拠して作成された複製物ないし翻案物といえるか	37頁
(2)	1審被告らによる著作権侵害の共同不法行為の成否	77頁
(3)	一般不法行為に基づく損害賠償請求の成否	104頁
(4)	1審原告の行為の独占禁止法違反の可能性の有無	105頁
(5)	1審被告らの損害賠償責任の有無及び1審原告の損害額	86頁



# 知財高裁 争点(1) 判断手法

## データベースの著作権

知財高裁判決 37頁

- ・ リレーショナルデータベースの認定
- ・ 著作権法12条の2第1項

「情報の選択又は体系的構成について選択の幅が存在し、特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的構成に制作者の何らかの個性が表れている」かどうか



# 知財高裁 争点(1) 判断手法

知財高裁判決 38頁

## リレーショナルデータベースの著作物性

- テーブルの内容(種類及び数)
- フィールド項目の内容(種類及び数)
- 複数のテーブル間の関連付け(リレーション)の態様等
- 正規化がもたらす意義や程度



# 知財高裁 争点(1) 判断手法

## 判断基準

知財高裁判決 39頁

- ① 原告テーブル、テーブル内のフィールド、フィールド内に格納されている具体的な情報(データ)と共通部分があるか
- ② 共通部分について原告CDDDBは、情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するか
- ③ 被告CDDDBにおいて原告CDDDBの共通部分の情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能か
- ④ 本質的な特徴を直接感得することができるか

# 知財高裁 争点(1)

## ① 体系的構成の共通部分

知財高裁判決 56頁



【原告CDDDBと被告CDBB(新版)における体系的構成の共通部分】

基本的には、地裁判決213頁～223頁のとおり

- テーブル 20
- フィールド 129
- 新設テーブル
- 削除されたテーブル

# 知財高裁 争点(1)

## ② 体系的構成の共通部分についての原告 CDDB(新版)の創作性の有無等



### 【体系的構成の共通部分】

知財高裁判決 66頁

#### 体系的構成①

代表道路地点の情報を用いて、出発地、経由地、目的地に面した道路に関するデータの検索を可能にする構成

#### 体系的構成②

道路を利用した移動に関する経路探索・料金の算出に必要なデータの検索を可能にする構成

#### 体系的構成③

ホテル・旅館、観光施設に関する情報を検索することを可能にする構成

#### 体系的構成⑤

道路と地図を関連付けて行う地図からの検索、及び、道路地点、ホテル・旅館、観光施設、駅について市区町村、地区・県名からの検索を可能にする構成

# 知財高裁 争点(1)

## ② 体系的構成の共通部分についての原告CDDBの創作性の有無等



【体系的構成の共通部分の創作性 肯定】

知財高裁判決 69頁

そして、かかる体系的構成は、原告CDDBの制作者において、それまでのデータベースにはなかった設計思想に基づき構成した原告CDDBの創作活動の成果であり、依然としてその部分のみでデータベースとして機能し得る膨大な規模の情報分類体系であると認められ、データベース制作者の個性が表現されたものといえることができる。



# 知財高裁 争点(1)

## ② 体系的構成の共通部分についての原告 CDDBの創作性の有無等



### 【体系的構成の相違部分】

知財高裁判決 68、69頁

#### 体系的構成④

公共交通機関を利用した経路探索に必要なデータの検索を可能にする構成（← 被告CDDB(新版)では「駅すぱあと」と連動）

新たに追加された「130 食事土産マスタ」、「131施設別詳細種別マスタ」、「132 施設種別マスタ」、「133 施設詳細種別マスタ」、「134 提携施設マスタ」、「135 提携種別マスタ」、「136 提携会社別マスタ」及び「137 単経路補完マスタ」の各テーブルが存在することやこれに伴うフィールドやリレーションの追加等

# 知財高裁 争点(1)

## ② 体系的構成の共通部分についての原告 CDDBの創作性の有無等



### 【体系的構成の相違部分】

しかしながら

知財高裁判決 68、69頁

被告CDDB(新版)における体系的構成④に係る上記の変化は、それ以外の体系的構成①ないし③及び⑤の同一性を失わせるものではない。

また、被告CDDB(新版)に新たに付け加えられたテーブル並びにこれに関連するフィールド及びリレーションは、……あくまでも体系的構成①ないし③及び⑤の存在を前提に、検索の利便性をさらに向上させるものと位置づけられるものであるから、それによって体系的構成①ないし③及び⑤の同一性が失われたということとはできない。

これ以外に被告CDDB(新版)に新たに付け加えられたフィールドやリレーションについても同様である。

# 知財高裁 争点(1)

## ② 体系的構成の共通部分についての原告CDDBの創作性の有無等



### 【翻案権侵害】

知財高裁判決 68、69頁

→

被告CDDB(新版)においては、原告CDDBの体系的構成①ないし③及び⑤の本質的な特徴が認識可能であると認められる

→

被告CDDB(新版)に新たに付け加えられたテーブル、フィールド及びリレーションの存在によって生じた体系的構成の部分が創作性を有するとしても、被告CDDB(新版)においては、原告CDBBの体系的構成①ないし③及び⑤の本質的な特徴が認識可能であり、その本質的特徴を直接感得することができるものというべきである。

# 知財高裁 争点(1)

## ② 体系的構成の共通部分についての原告CDDBの創作性の有無等

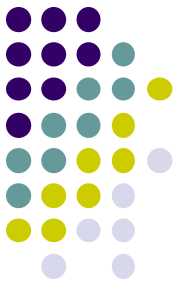


### 【翻案権侵害】

知財高裁判決 73頁

1審被告らは、原告CDDBの本質的特徴は、その42個のテーブル及び405個のフィールド全体に包含されており、被告CDDBにおいてその一部のみが一致していることをもって、原告CDDB全体の本質的な特徴の同一性が維持されているとは言えない旨主張する。

しかしながら、リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部を分割して利用することが可能である。そして、被告CDDB(新版)との共通部分に係る原告CDDBの体系的構成①ないし③及び⑤は一定のまとまりを有するものとして認識可能であり、これに係る創作的表現は、データベースの体系的構成として保護されるべきであるし、その共通部分が被告CDDB(新版)全体において占める割合の大小は、原告CDDBの共通部分の上記体系的構成の本質的な特徴の同一性が維持されているか否かを直接左右するものではない。



# 知財高裁争点(1)

## ③ 情報の選択の共通性

知財高裁判決74頁

地裁判決227頁

基本的に地裁と同じ枠組み

### (ア) フィールド項目の選択の類似性

被告CDDDB(新版)フィールド数219個のうち129個一致

### (イ) レコード選択の類似性

被告がコピーしたテーブルの削除、追加削除レコードの検討

### (ウ) 具体的な情報の同一ないし類似性

緯度経度情報: 完全一致率は、5.6%

### (エ) 新たなテーブルへの情報の格納

# 知財高裁争点(1)

## ④ 情報の選択における共通部分についての原告CDDBの創作性の有無等



知財高裁判決75頁

被告CDDB(新版)の「35地点マスタ」には、2万3213件のレコードが存在するところ、そのうち1万1872件については、原告CDDBの「09地点名テーブル」のレコードと道路地点において一致する

→ 少なくとも、原告CDDBと被告CDBB(新版)の共通部分である代表道路地点等の選別・選択については、原告CDDBの制作者の創作活動の成果が表れており、その個性が表れているというべきである。

旅行業者のデータベースにおいては、道路地点についての情報の選択にあたって、特定の道路地点を選ぶことに制作者の創作性の発揮があるというべきであり、その緯度経度に関する情報はこれに依存しており、これを離れて独自の創作性があるとはいえない。

→ 緯度経度が一致しなくても道路地点が一致する以上は、創作活動の成果が表れているというべき。

# 知高裁争点(1)

## ④ 情報の選択における共通部分についての原告CDDBの創作性の有無等



高裁判決75頁

### 翻案権侵害

被告CDDB(新版)の「35地点マスタ」に存在するレコードのうち半分を超えるレコードが、原告CDDBの「09地点名テーブル」に存在するレコードと道路地点において一致するのであるから、これら被告CDDB(新版)が原告CDDBと共通性を有する部分は、原告CDDBの共通部分の情報の選択における本質的な特徴を直接感得することができるというべきである。

# 知財高裁争点(1)

## ④ 情報の選択における共通部分についての原告CDDBの創作性の有無等



高裁判決76頁

### 【一審被告らの反論】

被告CDDBの全提供レコード数に占める道路地点情報のレコード数の割合はごく一部にすぎず、このようなごく一部の情報の一致をことさらに重視して、原告CDDBの創作的表現の本質的な特徴を直接感得できる同一性が維持されているとはいえない

← 被告CDDB(新版)の「35地点マスタ」が有するレコードの半分強は、原告CDDBの「09地点名テーブル」のレコードと共通する

被告CDDB(新版)の上記テーブルに占める原告CDDBとの共通部分の割合の高さに照らすと、その共通部分に係る情報の選択について、原告CDDBの創作的表現の本質的な特徴を依然として直接感得することができるというべきである。そして、共通部分に係る代表道路地点の情報について、データベースとしてのまとまりを肯定することができる以上、これが被告CDDB(新盤)の全体に占める割合の大小は、原告CDDBの情報の選択における本質的な特徴の同一性が維持されているか否かを直接左右するものではない。



# 知財高裁争点(1)

## ⑤ 依拠性



判断:新版含めて肯定

知財高裁判決77頁

被告CDDDB(新版)が、被告CDDDB(当初版・2006年版)に改変等を重ねることで制作されたと認められること、誤記等を含む具体的な情報の同一性等が依然として認められることに照らし、被告CDDDB(新版)が、原告CDDDBに依拠して作成されたことは明らかである。

# 知財高裁争点(5)

## 一審被告らの損害



知財高裁判決87頁

### 著作権法114条1項

- ・ 被告CDDDBを含む被告システムの譲渡数量 : 397個
- ・ 原告CDDDBに係る単位数量あたりの利益額: 91万8000円  
経費(仕入高、残債、販売手数料、販促費/リース料S、販促費/その他、外注費、物流費、インセンティブ、広告宣伝費及びその他管理費、人件費)
- ・ 寄与度 50%



# 本事案の意義

- リレーショナルデータベースの著作権

(新築マンションデータベース事件)

- 翻案権侵害の判断の枠組み

相違点をどこまでどのように評価するのか

(翻案権侵害の判断手法)

# 参考裁判例



- データベースの著作物性が認められた事案

タウンページデータベース事件  
(東京地裁平成12年3月17日判決)

新築マンションデータベース事件  
(東京地裁平成14年2月21日)

# 参考裁判例



- データベースの著作物性が認められなかった事例  
(但し、不法行為による保護の可能性)

自動車整備用データベース事件  
(東京地裁平成12年3月17日判決)